

CLAIR SUMMARY

海外事務所だより(3)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、
タイ、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 007 (FEBRUARY 28, 1996)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財團
法人
自治体国際化協会

調査部

〒102 東京都千代田区霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外事務所だより(3)

—ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ

—ロンドン事務所— イギリス

—パリ事務所— フランス

—シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、
タイ、フィリピン

—ソウル事務所— 大韓民国

—シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 007 (FEBRUARY 28, 1996)

1	ニューヨーク事務所	-----	1
(1)	アメリカ合衆国の最近の動向	-----	1
①	存亡の危機に瀕する政府間関係諮問委員会	-----	1
②	ニューヨーク市の生活保護受給者勤労奨励福祉政策	-----	1
③	ジョージア州議会の選挙区割り再編の失敗と今後の動き	-----	2
④	西海岸先進州における郵送投票の試み	-----	2
⑤	ミシガン州、州レベルの先導的福祉政策改革努力	-----	3
⑥	ヴァージニア州のモーター・ボーター法違憲訴訟敗訴	-----	4
(2)	カナダの最近の動向	-----	4
①	諸州の歳出削減政策と州民等の反応	-----	4
2	ロンドン事務所	-----	6
①	英国への不法入国者が過去6年で倍増	-----	6
②	社会保障省が出産休暇手当の企業移管を検討	-----	6
③	長引く水不足に水資源保護策を検討	-----	6
④	政府が市民憲章に報奨制度導入	-----	7
⑤	政府が香港住民への英国居住権付与要請を却下	-----	7
⑥	商活動の規制緩和で事業免許250を廃止	-----	7
⑦	不法移民の雇用者に罰金	-----	8
⑧	2002年までEMU不参加	-----	8
3	パリ事務所	-----	9
(1)	フランス	-----	9

4 シンガポール事務所 -----	12
(1) シンガポールの概況 -----	12
(2) マレーシアの概況 -----	12
(3) インドネシアの概況 -----	14
(4) タイの概況 -----	14
(5) フィリピンの概況 -----	15
 5 ソウル事務所 -----	16
① 任期後半期に入った金大統領 -----	16
② ゴミ処理問題 -----	16
③ 韓国地方自治団体国際化財団の東京事務所開所 -----	17
④ 6.27地方選挙関連 -----	17
⑤ 日・韓関係 -----	17
⑥ 「韓・日地方自治団体交流会議」の開催 -----	17
⑦ 国会において「日本に正しい歴史認識を促す決議案」などを採択 -----	18
⑧ 日本人のビザ無し入国の延長 -----	18
 6 シドニー事務所 -----	19
① 先進的地方自治体 -----	19
② ビクトリア州地方自治体議会議員定数削減 -----	19
③ 日本語がフランス語を追い抜く -----	20
④ 地方自治体へ4,800万ドルの連邦補助金 -----	20
⑤ 南オーストラリア州における地方自治体合併の動き -----	20
⑥ 連邦、州の権限と地方自治体の新しい動き -----	21

クレアサマリー「海外事務所だより」シリーズは、各事務所から適宜送付されるニュースをサマリーとしてまとめて1冊の冊子にしたものです。できる限り最新情報を掲載することとしていますが、編集等によるタイムラグがあることについては、ご容赦ください。

1 ニューヨーク事務所

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

① 存亡の危機に瀕する政府間関係諮問委員会 (1995年8月分)

政府間関係諮問委員会 (the U.S. Advisory Commission on Intergovernmental Relations, ACIR) については、近年連邦議会において廃止や縮減の意見が続出する一方、「財源未措置強制改革法」における審査事務が追加される等機能拡大の動きも見られるなど波乱が続いている。

1959年9月にアイゼンハワー大統領の勧告により創設されたACIRは、1)連邦制度の変遷の追跡、2)政府間関係における問題点の洗い出しと解決策の検討、3)連邦、州、地方団体代表による連邦制度の定期的な検討を行うことによる、連邦制度の改善と効率化、政府間関係問題の解決、及びバランスのとれた連邦・州政府間関係の創出を達成するための方策を勧告し、助言し、調査を行うとの任務を負っている独立かつ超党派の常設委員会である。

連邦政府の財政赤字縮減の一環として歳出が縮減されていることもあり、ACIRの予算規模は1985年の約210万ドルをピークとして、1995年度には半額の100万ドルにまで落ち込んでいる。こうした状況に加えて1996年度予算歳出法案の審査段階で昨年同様同委員会への予算配布額をゼロにしようとの提案がなされている。(昨年度は下院でゼロとされたが、上院で半額復活された。)

ACIRは、政府間関係の領域において質の高い、最も信頼のおける仕事をしてきたとの評価が高いが、同委員会が近年州政府や地方団体の利益のために活動している点をとらえて再び解体論が再燃している訳であるが、幸いいまのところACIR設立法そのものの廃止案までは提出されるに至っていない。

② ニューヨーク市の生活保護受給者勤労奨励福祉政策 (1995年8月分)

今年の1月以来、ニューヨーク市では、生活保護費受給者を対象に、勤労奨励事業を行っている。同事業は、正式名称を「勤労体験プログラム(Work Experience Program)」とい、肉体的に就労可能な子供のない生活保護費受領者に同保護費受領と引き替えに市の職員の最低賃金の四分の一の賃金で、例えば清掃局の車庫の掃除、公園のごみ拾い、その他事務等市の業務を職員に替わり行うものである。同様の制度はジュリアーニ市長の前任のディンキンズ市長によっても行われていたが、当時の参加者約1万人に対し、現制度の下では2万3千人に拡大している。また、同事業発足時に24万5千人いた同保護費受領者が、21万人に減少している。

ジュリアーニ市長就任以来、約1万7千人の市職員の人員削減が行われており、人件費の軽減の点からも、また、厳しい人員削減の影響を緩和する点でも同事業は評価を受けており、仕事を奪われる懸念を抱くはずの市職員組合でさえ、支援をしているほどである。

また、参加者による仕事の質についても、市の各部署からは好評で、勤務成績の優秀なものには採用の道も検討されることとなっている。

同事業の目指すところは、これまで日々働く習慣もなく、その必要性も認識しようとした生活保護受給者に、勤労の習慣づけをし、最終的には就職させようとするものであるとされているが、同事業に対しては、市は単に人員削減の代替労働力を確保しているのみで、参加者に与えられるのは、単純労働のみであり、将来の就職に役立つような能力を獲得できるような性質のものではないといった批判や、中には同事業は単なる奴隸制度であり、このように安い賃金では、参加者の生活向上に資することないと酷評する向きもある。

同事業を実施している市人的資源局 (Humann Resource Administration) では、同事業の成果を分析するには、時間的余裕が必要だと述べており、10月からは、子供を持つ就労可能な者に対する支援プログラムも開始されることから、今後の事業の展開が注目される。

③ ジョージア州議会の選挙区割り再編の失敗と今後の動き (1995年9月分)

6月29日に「人種に基づいて区割りにされた選挙区は違憲である」との判断が連邦最高裁により下された。

ジョージア州議会では、同判決の趣旨に従うべく、人種的ゲリマンダリングとされた同州の第11連邦下院議員選挙区をはじめとして1992年に同州議会により行われた選挙区割りの際線引き作業にとりかかり、8月末にはゼル・ミラー知事によって選挙区割りのための臨時州議会が召集された。黒人多数の選挙区を維持したい黒人民主党議員、自らの選挙基盤の充実強化にこの機会を利用したい白人民主党議員、昨年11月の地滑り的な勝利を獲得し、この状態を継続したい共和党議員と、それぞれの政治的利害・思惑が絡み合い、下院、上院ともに区割り案を採決したものの、両院協議会での交渉は物別れとなり、結局9月10日には散会となった。

連邦最高裁判決は、同州議会に対して10月15日までに区割り案を決定の上、これについて司法省の承認を得ることを求めていたが、同州議会が成案を得ることが出来ないまま散会したため、ボーエン、エデンフィールド、エドモンドソンの3判事によって構成される第11連邦控訴院裁判所の判断に委ねられることとなっている。

既に提出されているニュート・ギングリッチ連邦下院議長及びジョン・ルイス連邦下院議員が提出している案、同州黒人議員団の提出案、及びトム・マーフィー同州下院議長の作成案について同控訴院裁判所で検討がなされた上、いずれかの案が、連邦最高裁に上程されるものと見られるが、同様の問題を抱える南部を中心とする諸州に波及する大問題であるだけに、大きな注目を浴びている。

④ 西海岸先進州における郵送投票の試み (1995年9月分)

職権乱用とセクシャルハラスメントの疑いがかけられ9月7日退任したボブ・パックウッド前上院財政委員長の後任選出に関して、ジョン・キットハーバー・オレゴン州知事は、1995年12月5日の予備選挙及び来年1月30日の本選挙の投票を郵送による方法で行う

ことを発表した。

カリフォルニア州、ニューヨーク州、テキサス州等では郵送による不在者投票制度が導入されているが、ワシントン州ピアス・カウンティでは、すべての投票を郵送で行う試みがなされ、またオレゴン州では地方団体レベルで 1981 年からすべての投票を郵送により行うことができるとされている。

同州選挙法は、州務長官により選挙の実施方法に関してケースバイケースの判断権限を与えており、フィル・キースリング同州州務長官は、「投票所を設置するより郵送投票によった方が安上がりであり、慢性的な資金不足の状態にある政府にとって費用を節約することは重要なことである」と郵送投票による選挙方法を選んだ理由を説明している。ワシントン州ピアス・カウンティでの郵送投票では、費用の削減とともに投票率が 1993 年の 14% から 1995 年の 31.15% へと向上したことも同制度の効果を立証する一因となっている。

これに対して、郵送投票は確かに投票行動を簡略にしたが、この利便性が必ずしも民主的な投票権の行使の質の向上につながらないばかりか、市民にとって政治を低俗な娯楽番組と同質なものに貶めることとなるものとの批判と同時に、不正選挙の懸念も示されており、今後同制度がどのように進展し、他州にも波及していくことになるのか注目される。

⑤ ミシガン州、州レベルの先導的福祉政策改革努力 (1995 年 10 月)

共和党主導の連邦議会による根本的社会福祉制度の改革により、連邦政府から各州政府に福祉施策決定権限を委譲しその財源措置として州政府に一括交付金を配分する動きがある。この動きを先取りして、ミシガン州では、ジョン・エングラー知事（共和党）の提案により福祉改革が進められており、連邦議会も同州の試案に注目している。

同提案を特徴づけているものは、1) 生活保護受給者に対し 60 日以内に各々の職業訓練プログラムへの参加、私企業への求職活動、若しくは地域奉仕活動への参加等を内容とする社会契約に合意すること、2) 前記の条件に従わないか合意内容を実行しない者については、4 カ月の猶予期間経過後生活保護を打ち切る、3) 社会契約を遵守する被保護者については、生活保護支給を期限付きとしない、4) 一人の生活保護者に一人のケースワーカーを担当者として割り当て、これに諸判断権限を与えることにより、複雑な手続きを廃止する、等の点である。

これまでにも同州知事は、教育と職業訓練を受けることを生活保護受給者に対して求めるとともに就職することを強く推奨しているが、これにより生活保護受給者 19 万人（この人数は同州において過去 20 年間で最低）のうち 30% 弱（全米平均の 3 倍）、5 万 5 千人が就労したといわれる。同州の社会福祉局によると、1 億ドルの社会福祉費の節約に成功する一方、生活保護受給資格を剥奪することなく働く父親が家族と同居することを認める同州の規定は、貧困家庭の維持・存続にも役立っていると自己評価している。

これに対し、職業訓練と言ってもその内容はいかにして就職するかを教えるだけで、資金投資の必要な基本的技術訓練を行っているわけではなく、貧困から抜け出せる程の貸金の仕事にはなかなかありつけないという批判もみられるが、共和党のニューヨーク州パターーキ知事のワークフェア政策等とあわせて、州レベルでの先導的な福祉政策改革努力には

大きな注目が集まっている。

⑥ ヴァージニア州のモーター・ボーター法違憲訴訟敗訴(1995年10月)

1993年有権者登録法(National Voter Registration Act of 1993)の施行により、新規登録者が増加している状況にあるが、運転免許を交付する自動車登録事務所や社会保険事務所等で選挙人の登録を行いうることとしたほか、郵便や電話による登録用紙請求も認めることとしたため問題が生じていることも否めない。

こうした不正登録の問題点に加え、そもそも連邦政府が財源措置も講ずることなく、同法の施行を各州に強制したため、主として共和党知事から批判が相次いだことにも留意する必要がある。こうした動向の一環として、ヴァージニア州の新知事ジョージ・アレン知事(共和党)からモーター・ボーター法は憲法違反であるとの訴訟が提起されていたが、10月3日連邦地方裁判所より却下された。同州法務長官は上訴しない旨表明しているため、ヴァージニア州の敗訴が確定することとなったが、サウス・カロライナ州やミシガン州等における同様のモーター・ボーター法違憲訴訟にも大きな影響を与えるものとみられる。

モーター・ボーター法による新規有権者登録はもっぱら黒人その他少数人種(マイノリティ)や貧困層によりなされるため、民主党にとって有利とみられ、現にクリントン政権や民主党も同法の推進施行には力をいれてきたところであるが、実際には二大政党よりも独立系の登録も多いため、民主党の退潮や二大政党への不信の動きと併せて今後の米国政治のうねりを促進する可能性も少なくないものとみられる。

(2) カナダの最近の動向

① 諸州の歳出削減政策と州民等の反応(1995年9月分)

オンタリオ州では、マイク・ハリス首相が27日、(ハル・ジャックマン副総督の代読で)就任後初のスローンスピーチを行ったが、約30分間のスピーチは、議員定数の削減、雇用保険税の廃止、生活保護費のカット等選挙公約として取り上げられていた大幅な歳出カットを柱とするものであった。この日の州議会前には、ハリス政権の歳出カットに反対する労組や各種団体、生活保護受給者ら約5千人が集まり、その一部が議会正門に押し寄せたため警官隊と小競り合いになり、一時周辺は騒然となった。同首相の福祉カット等の政策に対する抗議行動は今後さらに活発化することが予想される。

他方、アルバータ州では、世論調査会社アンガス・リードによる同州医療制度改革に関する調査によると、ラルフ・クライン首相の改革方針について、67%の有権者が医療の質を低下させる恐れがあると答えている。クライン首相は93年に政権について以来、医療費支出を総額7億ドル削減するために、医療スタッフのレイオフや大幅な病床カットなどドラスティックな医療費削減策を次々に打ち出している。今のところクライン首相の支持率は60%以上を維持しているが、アンガス・リードのブルース・キャメロン筆頭副社長は「医療改革への不満は大きく、有力な政党が現れれば政権の基盤を揺るがす問題に発

展する可能性もある」と指摘している。

これらの歳出削減を推進するため、オンタリオ州やアルバータ州などいくつかの州で制定の動きがある予算均衡法案について、連邦政府のポール・マーチン蔵相は4日、州民の付託を受けた州政府の裁量権を縛り、辻褄合わせに長けた政治家や官僚を喜ばせるだけと批判している。同法はアルバータ州（与党・進歩保守）、サスカチュワン州（同・新民主）、ニューブランズウィック州（同・自由）の議会が可決しており、マニトバ州（同・進歩保守）政府も導入を公約している。オンタリオ州のマイク・ハリス首相（進歩保守）も秋の議会で提案する方針を明らかにしているが、マーチン蔵相は赤字削減については短期間の目標を設定するのが現実的かつ民主的な方法だとしている。

2 ロンドン事務所

① 英国への不法入国者が過去6年で倍増(1995年8月分)

不法入国者の取り締まりを強化する方針を固めたハワード内相は、各学校長や病院、社会福祉局職員などに協力を要請した。内務省の調べでは不法入国者の数はこの6年間で倍増し、昨年には1万3人に達していたことが分かった。また、入国拒否の例も増加している。3年前、空港や港の入国管理局で足止めされた6万1千人のうち1万7千人が入国を拒否されたが、昨年では6万6千人中2万3千人と著しく増加。これは綿密な審査や体制の強化によるものだという。

たとえば不法入国に係わる職員の数は6年前に比べ倍増、多くは偽装結婚などの不法契約事項の調査を行なっている。また、最近まで全ブラックリストの2%しか含まないカード索引による管理を余儀なくされていたが、コンピューター・データベースの導入により、34万例もの情報が正確に素早く検索できるようになった。

② 社会保障省が出産休暇手当の企業移管を検討(1995年8月分)

政府は、出産休暇手当の支給を現行の政府主導から企業側に移管する案を検討中。これが実行されれば、5億ポンドの公共支出削減が実現する見込みである。

リリー社会保障相は、850億ポンドの福祉予算削減計画の一案として、この他にも疾病手当の規定変更や労働災害保障制度の撤廃を検討中。保守党内で大幅な所得税減税を望む声が高まるなか、各省庁は厳しい予算削減策を迫られており、これら一連の措置は、11月の政府予算案で正式に発表される予定である。

英国の出産休暇手当用予算は、EU法に沿った内容変更を余儀なくされ、この5年間で5億ポンドにまで倍増した。昨年からはフルタイム就業2年末満の従業員にも適用されるようになり、休暇最初の6週間は給料の90%をその後12週間は週52.5ポンドの手当が受けられるようになった。手当支給を企業に移管した場合、政府は代わりに国民保険の企業支払い分を軽減し、企業側の負担を抑えるとしている。

③ 長引く水不足に水資源保護策を検討(1995年8月分)

ガマー環境相は、24日、全国の各水道会社が実施している水不足対策が適切かどうかを早急に調査報告するよう、国立河川局に要請した。

同局は川の水位が昨年同期の半分以下に下がっていると警告しており、9月1日提出予定の報告の内容如何では、同相が水道会社に対し給水制限を強化するよう圧力をかけることもありうる。

気象庁は、本格的な降水は9月中旬まで望めそうにないと発表しており、現時点で新たな給水制限を実施しない限り水不足が来年にもつれこむ恐れもあるという。これまで「水不足の原因は水道管からの水漏れではなく猛暑」と水道会社を弁護してきたガマー相は、一転して水道会社による水資源保護策を検討している。老朽した水道管から漏れる水量は、

1分間に49万ガロンに及ぶという。

8月末現任、総人口の3分の1に当たる1千8百万人が、ホースによる散水禁止等の制限を受けている。労働党は、民営化後に水道会社各社が計上した利益総額約4億ポンドは、水道管の修理等設備投資に投入されるべきだった、と追撃の手を緩めず、給水制限強化がこれまで以上に国民の反発を招くことは必至である。

④ 政府が市民憲章に報奨制度導入(1995年9月分)

市民憲章は、公共サービスの質の向上のため、メジャー首相が1991年、10年計画を打ち出した政策である。ところが、例えば、道路の渋滞解消を目指す「走行制限ホットライン」（車の走行を制限する標識が不必要に置かれていると感じた運転者のための電話）が設けられたが、電話が殆どかかるこなかったために廃止となるなど、市民の評価は低い。そこで、内閣では「市民憲章」のイメージアップを図るため、同憲章の水準に達したサービスに対し、報奨制度を導入することを検討中である。各公共部門への予算配分は、従来どおり必要に応じて設定されるが、予算の一部を有能で親切だった個々の従業員の報奨金に充てる考えである。

一方、劣悪なサービスに対する制裁措置の強化も考えられている。例えば、サービスの悪い職員を賞与の対象からはずすことや列車の遅れに対して義務付けられている運賃払い戻し制度などの補償範囲を拡大すること等が考慮されている。

⑤ 政府が香港住民への英国居住権付与要請を却下(1995年9月分)

クリス・パッテン香港総督は、24日、BBCのラジオ番組で、1997年の中国への返還後、香港の住民約350万人に英国居住権を与えるよう政府に要請した。しかし、英國政府はただちにこれを否定し、返還後の移民の大量流入を憂える保守党右派の懸念を拭い去った。

パッテン総督は、「たとえ英国居住権を取得しても、香港市民300万人がヒースロー空港に殺到するわけではないし、もしそうなったとしても、彼らは福祉国家の重荷にはならない。」と発言し、この措置により香港の民情が安定すると主張した。

しかし、ハワード内相は総督の要求を全面的に却下し、1990年に制定された英國国籍法（香港）では中国返還後、香港の主要市民5万人とその家族に対して英國国籍を与えると定めており、これを拡張する可能性はないとした。

また、労働党の影の内相ジャック・ストロー議員は、パッテン総督の要請を「不適当かつ非現実的」と一蹴した。中国政府も、今回の発言が「香港との関係に悪影響をもたらす」と警告している。

⑥ 商活動の規制緩和で事業免許250を廃止(1995年9月分)

政府の規制緩和プロジェクトチームは、19日、年次報告を行い、政府は、250業種の事業免許制度を廃止する方向で見直しを図ることを約束した。

規制緩和プロジェクトチームは、官庁手続きの煩雑さを解消し、能率化するためにメジャー首相が設立したもので、今回の 52 か条の提言の大半はヘゼルタイン副首相により承認された。同チームの次の目標は、金融業界の不正行為摘発の効率化となっている。

一方、手続きや監査が重複するため提言された、給与所得者の所得税（国税庁管轄）と国民保険料（社会保障省管轄）の徴収一本化の案については、大蔵省と社会保険省は企業に対する監査の協力体制を確立するとしたものの、消極的であり、ヘゼルタイン副首相も政治的配慮を理由に慎重な態度を示した。

⑦ 不法移民の雇用者に罰金(1995 年 10 月)

ハワード内相が、教育・雇用相や実業界からの反対にもかかわらず、移民法改正を推し進めていることが、5 日までに明らかになった。

シェパード教育・雇用相は、不法入国者の雇用主に罰金を科す法改正案は、少数民族出身者の雇用敬遠を増長する、との不安を述べた。

雇用主に移民の滞在資格チェックを義務付ける案は、実業界の猛反対を受けて既に取り下げられた。

内容が弱められたとはいえ、移民法改正の準備が未だ進められていることに、企業幹部クラブ（I O D）や英国産業連盟（C B I）、英國商工会議所（B C C）等の経営者団体は懸念を隠せない。

B C C のブラウン副会長は、もし雇用主が不法入国の疑いのある人々のチェックを義務付けられるとすれば、人種差別のそしりを招きかねないとして、強く批判した。

労働党影の内相ジャック・ストロー議員も、内相は故意に人種不安を煽っていると攻撃した。

⑧ 2002 年までEMU不参加(1995 年 10 月)

保守党が、次期政権中（2002 年まで）に通貨統合（EMU）に参加しないことを次期総選挙の公約とする公算が大きくなつた。

閣内では、EMU不参加の公約を求める声が強まっているが、メジャー首相は、通貨統合を支持するクラーク蔵相の辞任を懸念して、慎重な姿勢を見せてきた。しかし、左派の騎手として台頭しているドレル保健相が、2002 年までにEMUが実現する見込みは薄く、不参加を表明しても不都合はないとの見方を示していることから、通貨統合の可否ではなく、時期を問題として親欧派の説得にあたることが期待されている。

メジャー首相はかねてより、1997 年の英国のEMU参加はありえない、としていたが、先月、スペインで開かれたEU臨時首脳会議では、主要国による 99 年の通貨統合も危ぶまれるとの感触を得ている。

3 パリ事務所

(1) フランス

①(1995年8月分)

14日フィガロ紙によると、ニースがマルセイユからの解放を望んでいる。

多数の議員とお偉方達は、プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュールとは違ったコート・ダジュール地方の創設を要求している。

上院議員のシャルル・エーマン氏、アルプ・マルティーム県県議会議長のシャルル・ギネシー、ニースの新市長のジャック・ペイラー氏の政治家クラスでは、マルセイユの監督下にあるのはだんだん我慢できなくなり、現在のPaca地方（プロヴァンス・アルプ・コートダジュール）と断絶した特有のコート・ダジュール地方の創設を要求している。

1960年に地方の創設の際、パリ的な見方により犠牲になった行政官らの言うところによれば、全ての人々は、人口的にも近い、ニースとマルセイユの間に、いかなる文化的、経済的つながりが無いことをうまく利用しているとのこと。また、ニースとマルセイユは、見事なほど互いを知らない。2都市の間を直結した高速道路はなく、ニースの人々は、マルセイユを通らないTGVを要求している。またマルセイユ人はプロムナード・デザングレでのアバンチュールをするものの、そこではマルセイユなまりは聞くことはできない。

ただし、このような分離論議は、後で危険な政治問題になるかもしれない。

② フランスにおける公務員密度(1995年9月分)

教員と憲兵と郵便局員：地域別に見た国家公務員の存在と不足は、国による地方への支援または放棄のサインのようなものである。州間の問題を研究し考察をするグループ（これは国土計画が抱える問題を検討するために特別に組織されたもの）が、フランスにおける国家公務員の密度に関する研究を発表した。

これによるとコレーズ県、クールズ県（過疎化の代名詞）の公務員密度は、最低ではない。というのも、国による援助があるからである。逆に、アヴィロン県、マイエンヌ県のようなほとんど罹災受けていない県は、悪い成績であった。このクラスで最低のヴァンデ県は、特定の型に収まっていない。というのは、すぐれた私立学校教育があるため、同じくらいの数の小学校の教諭と中・高の先生はいらないのである。国家公務員の濃密度の県は、オート・ガロンヌ県（ツールーズ）、コート・ドール県（ディジョン）のような主要都市がある県である。パリは、行政の中心ということで例外である。オワーズ県、ウール県又はウール・エ・オワーズ県では、国の威光が相対的に弱いということで、パリ盆地としては、低密度である。それは、パリにしか目を向いていない県のもうさを証明している。

③ 「イル・ド・フランス州 財政収入の弱まりを懸念」 (1995年10月)

イル・ド・フランス州議会議長のミッシェル・ジロードは、予想をはるかに下回る財政収入に頭を痛めている。95年の予算額140億フランに占める財政収入は、70億フランで、その内間接税収入は、40億フランとなっている。オフィス関連不動産業界が不況の影響を受けたために、譲渡税（事務所難のため）の低減が図られたことと、また自動車税（自動車登録証、納税済証紙）の収入が減ったことから、間接税収入が減ることとなった。同氏は、計画契約、都市政策、研修及び安全と保健衛生の4分野を優先した政策の修正を図ると述べており、同州の住民の納める地方税のうち、州の取り分が少ないこともあって（100フランのうち4.5フラン）税金の値上げも十分に考えられる。

④ 「財政：ブルゴーニュ地方の小村は健全」（1995年10月）

フランス地方金庫州管理局の経済動向報告書によれば、ブルゴーニュ地方の人口5,000人未満の小村の財政は全国平均よりも健全であるとの結果が出ている。95年度当初予算を調査したところ、これらの小村では公債発行が減少（-6.5%、再融資を除く）し、また財政支出がいくらか低減（-1.9%）したために、予備費に余裕がみられる。また財政収入と国からの交付金がいくらか増えたことにより（前者+3.6%、後者+4%）大幅に増大する地域整備開発費（+12.4%）の捻出に問題がないことが明らかになった。なお人口3万人以上の市町村については、余剰金はあるものの、投資のための歳出に変化がみられないことがわかっている。

⑤ 「投票方法をめぐる闘い間近」（1995年10月）

近く政府は、州議会議員選挙の投票方法の改革を手がけることになっているが、同改革に時間がかかるのは必至とみられる。「いったん改革に手を付けたら收拾がつかなくなるのは今から目に見えている。」と困惑した表情で語るのは首相顧問。すでに与党は、内容が正反対の2つの改革案をめぐって対立している。両案とも98年に実施される州議会議員選挙の際に過半数の安定を図ることを目的としたものとなっている。

ペイ・ド・ラ・ロワール州議会議長オリヴィエ・ギシャールは州を唯一の選挙区とする1回投票で、獲得投票数の最も多い名簿に定数の30%を与えるとする方法を提案、また同問題に関しR P R所属の下院議院の意見調整を担当しているフィリップ・ランジュニウ=ヴィラール・イゼール県議会議員からは2回投票制で絶対多数を得た名簿に定数の50%を与える（市町村議会選挙の投票方法と同じ）、選挙区については県を単位とする方法が提案されている。ランジュニウ=ヴィラールの提案する選出方法は同じ州の中でも県によって定数の50%が得られないというリスクがあり、またギシャールの選出方法は、おそらく意図的かもしれないが、州を選挙区として、投票方法は市町村議会選挙のそれをそのまま適用という、州議会議長らの提案に改めて焦点を当てるものであるといつてもよい。首相関係者が心配するのも無理はない。下院議員は下院選挙を控えて興奮気味である。ルノー・ミュゼリエの提案にのせられて、自分たちの選挙の投票方法を大きく変更してしまうことにもなりかねない。第二回投票の三つ巴で与党の候補者が2人とも落選してしまうといったパターンを避けるために、大統領選挙同様、下院選挙でも上位2名による第二回

投票が行われるということになった場合、共産党と国民戦線がその犠牲になるのは明らかである。特に国民戦線については、今からすでに州議会議員選挙の投票方法改革によって大きな打撃を被ることが予想される。混乱はまず避けられないと言ってよい。

4 シンガポール事務所

(1) シンガポール

① ジャパン'95、閉幕する(1995年10月分)

「シンガポール独立30周年祝賀記念日本文化事業」として、在シンガポール日本大使館を中心にシンガポールの日本人コミュニティーが、9月から開催してきたジャパン'95は、10月21、22日の両日行われた相撲交流親善「間垣部屋模範稽古披露会」を最後に、すべての行事を終了した。

ジャパン'95は、全体で18の催し物が実施されたが、主催者の発表では、経費は概算で約5億4千万円、延べ12万人が参加し、新聞、テレビ等のマスコミにも120回以上も取り上げられたそうである。

この記念事業のメインイベントとして、シンガポール国立競技場で9月30日夜に行われた「盆踊り・イン・シンガポール」は、約5万人の参加者を集め、日本国外で開かれたものとしては、最大級の規模となった。

この会場では、日本から参加した東北の夏祭りのほか、炭鉱節やソーラン節に東南アジアでも人気の「ドラえもん音頭」も加えた日本側の盆踊りと、中国、マレイ、インドを象徴する創作ダンスなどシンガポール側の民族色溢れる舞踊が交互に披露され、お祭りムードを盛り上げた。(10月1日ストレイトタイムスほか)

(2) マレーシアの概況

① 連邦政府行政機関の移転—プトラジャヤ新行政センター(1995年8月分)

マレーシア政府は、現在クアラルンプール市内に所在する連邦政府の中枢行政機関を市外のプトラジャヤ(Putrajaya)に移転する。この新しい行政センターはクアラルンプールの南方約25キロメートル、クアラルンプールと新国際空港(セパンで建設中)の中間に位置することになる。マハティール首相は、8月15日に当事業に係る法案を下院に上程した際に「プトラジャヤは、環境、現代性、未来的要素及びユニークさが調和したガーデン・シティというテーマを基礎とし、国際的レベルの街づくりを目指す。また、南の新空港と北のクアラルンプールを結ぶマルチメディア回廊として、最新かつ最も洗練された電気通信技術が活用されることになる。」と述べた。同法案では、「法定機関(Statutory Body)」としてプトラジャヤ・コーポレーションを設立し、連邦政府に代ってプトラジャヤ開発計画を推進・管理することが提案された。

当開発計画の総工費は200億9千万リンギット(約8267億円)と見込まれ、このうち152億9千万リンギット(約6292億円)がインフラ整備、政府機関庁舎や公共施設の建設、41億リンギット(約1687億円)が住宅・商業用建物の建設、7億リンギット(約288億円)が土地取得に充てられる予定である。また、開発事業の主要部分を民営化することによって、政府の財政負担を軽減する方針である。全体の完成までには10年を要す

るものと見込まれているが、2000年までに総理府、大蔵省及び現在独自の庁舎を持たない省庁が移転し、2005年までにはその他の省庁が移転を完了して、最終的には7万6千人の連邦政府職員がこの新行政センターに移ることになる。なお、開発用地は総面積約4,400ヘクタールと見込まれている。

8月29日にはマハティール首相出席のもとに起工式が行われた。同首相は「当地は、いつの日か東京・横浜に匹敵するような大都市になるかもしれない。」と語るとともに、「当事業が完全にマレーシア人によって計画され、また今後マレーシアの人々自身によつて実施されていくことを大変誇りに思う。」と述べた。将来、マレーシアには行政センターであるプトラジャヤとビジネスセンターであるクアラルンプールという2つの中心都市が出現することになる。

なお、プトラジャヤという名称は初代アブドゥル・ラーマン・プトラ首相にちなんで命名されたものである。

(8月16日・30日付けニュー・ストレイツ・タイムズより)

② 政府機関・国営企業の民営化の加速を指示(1995年9月分)

マハティール首相は、9月18日、マレーシア経済が今日の高度成長をなし得た要因の一つである政府機関等の民営化をさらに進めていくと発表した。

この中で同首相は、総理府経済企画部(Economic Planning Unit in the Prime Minister's Department:EPU)に対して、民営化を加速する方策を探るべく指示したこと、また既に200以上の政府機関・国営企業が民営化の候補に挙げられており、この中には小規模で効率の悪い公益事業体等も含まれていること、また同時に、民間部門に対して、民営化促進に優れた意見、提案があれば、政府としてこれを前向きに検討することを明らかにした。

マレーシアでは、1983年マハティール首相が、民活の政策を発表、以来『民営化』という言葉が頻繁に使われるようになってきており、政府の民営化綱領(1985年)によると、その目的が次のように挙げられている。

- ① インフラへの投資、公共サービス拡大維持による財政逼迫の緩和
- ② 競争の促進、効率の向上、サービスの改善等
- ③ 企業家精神や民間投資の刺激による経済成長の促進
- ④ 独占的かつ官僚的な公共部門の規模の縮小

⑤ マレーシア新経済政策は、効率性やサービスの水準等を向上せしめ、国家全体の急速な成長をもたらすものと期待され、実際、マレーシア航空(MAS)、マレーシア国際海運公社(MISC)など、多くのプロジェクトや公営企業の民営化が図られてきているが、その実体については未だに不明瞭な点が多いと言われている。

今回、マハティール首相は、民営化の達成時期に関する質問に対して、「民営化できるものは、即座に民営化を行う。」と回答した。また、「既に民営化された幾多の政府機関等は、民間にその責務を移すことにより、その責務自体がより効率的に達成されるからこそ、民営化されたのである。」「こうした民営化は、マレーシア経済の発展、そして企業から政府に支払われる税金の増加につながる。」との見解を示した。

同首相によると、このような民営化政策の結果、既に10万人以上の政府機関職員が民間部門に移転したことになり、政府歳入の増加とあいまって、よりスリム化された政府の

職員に対しては、給与面での待遇改善（賃金のアップ、従来は支給されなかったボーナスの支給）が図られるようになったとのことである。

翌 19 日には、ムスタファ・モファマド企業開発相より、政府が都市開発局 (Urban Development Authority:UDA) 及びマレイシア手工芸開発公社の民官化に同意したとの発表がなされた。

（ニュー・ストレートタイムズ：9月19日、20日）

（転換期のマレイシア経済：アジア経済研究所）

（3） インドネシアの概況

① インドネシア独立 50 周年記念、日本・インドネシア友好祭を開催（1995 年 10 月）

インドネシア独立 50 周年を記念するとともに、日本・インドネシア両国の新たな友好関係の構築を目指し、在インドネシア日本大使館、ジャカルタ・ジャパン・クラブを中心となり、10月4日から29日まで「日本・インドネシア友好祭」が開催された。会場のジャカルタ市クマヨラン見本市会場には、日本・インドネシア間の経済協力・交流について展示・紹介する「日・イ友好・交流ゾーン」、インドネシア進出企業により電気通信、化学薬品などの技術を分かりやすく紹介した「科学技術ゾーン」、江戸時代の町並みを再現するとともに、日本の伝統文化を紹介する「江戸町ゾーン」の3つのゾーンが設けられ、期間中7万5千人の入場者を記録した。

10月4日の開会式にはスハルト大統領夫妻、福田外務政務次官が出席し、大統領が「江戸町ゾーン」で催されていた茶道に挑戦するというハプニングも見られた。見本市会場前の広場では盆踊り大会も開かれ、多数のジャカルタ市民が参加した。

独立 50 周年記念事業としては友好祭のほか、国際交流基金などの主催によるエイジアン・ファンタジー・オーケストラやアンサンブル金沢による公演、日本名作映画特集事業、文化交流関係セミナー・シンポジウムなど、多彩な事業が行われた。

（10月5、18、21日付ジャカルタポスト、国際開発ジャーナル10月号より）

（4） タイの概況

① 小学 1 年から英語を必修科目に（1995 年 10 月分）

タイ教育省は、10月17日、来年から公立の小学校で 1 年生から英語の授業を始めると発表した。スカヴィッチ・ランシッポン教育相は、英語は子供たちの将来において、必要不可欠なものであり、ひいてはタイの経済発展にもつながることになる、とその必要性を述べている。現在、タイの公立小学校では英語は 5 年生（11 歳）から選択科目となっており、ほとんどの生徒が選択しているが、会話よりもむしろ文法に重点が置かれている。一方、私立学校では幼稚園あるいは 1 年生の時から英語を教えている。教育省では、来年 5 月から一部の小学校で実用英語を基礎にした授業を開始し、その後全国の小学校で実施したいとしている。しかしながら、英語を流暢に話すことができる小学校教師の数は極め

て少ないため、その実施には困難も予想されている。

(参照：10月18日付けストレートタイムズ)

(5) フィリピンの概況

① フィリピンの米不足(1995年8月分)

3年前、フィリピンは3万5千トンの米を輸出した。『1993 Philippine Statistical Year book』によれば、1992年のフィリピンの米の農地面積、収穫高、生産額及び農業生産全体に占める割合は、それぞれ、319万8千ヘクタール(25.6%)、912万9千トン(14.4%)、432億7千万ペソ(25.5%)であった。[注 1ペソは約4円]

7月から9月にかけて米の生産が落ち込む時に、例年、政府は、貯蔵米を放出してきたが、今年はそのような状況にはない。国家食料庁(National Food Authority:NFA)の高官によれば、300あるNFAの倉庫の90%がカラであるとのことである。

今年の7月から8月の間に、米の価格は64%も上昇した。米不足と米価上昇のなか、1キロ当たり40セントと、民間業者の約半分の価格である政府管理価格で輸入米を買うために、マニラでは、市場で人々が列をなした。こうした光景は30年ぶりのことであり、フィリピンのある都市では、安い米を購入するために、2日間も待つ人があった。

米不足の理由として、①農民の多くが、NFAより高い価格で買い取ってくれる業者に米を売ったため、②中国、インドネシア、バングラディシュ、北朝鮮等で米が不足しているなかで、NFAが早い時期に米を輸入することに失敗したため、③民間業者が、米の価段が高騰するまで買いだめしているため、等が挙げられている。

今年、NFAが買い込むことができた米は2万トンだけであり、これは、昨年の同時期の購入量の3分の1、昨年の全購入量の5.7%にしか当たらない。そのため、政府は、10月の収穫期までを乗り切るために、タイ等の米の輸出国に24万4千トンの注文を依頼した。

農業長官(Agriculture Secretary)の談によれば、かんばつと悪天候が米生産に影響したが、収穫と輸入により、年末には、米の余剰が生じるであろう、とのことであった。現在、民間業者は、12万5千トンの米を放出し始めているが、このことも、一時的な米不足はまもなく終息するという見通しを裏付けている。

しかしながら、周期的な米不足は解決されないであろうという見方もある。というのも、ヘクタール当たりの生産高ではフィリピンは2.8トンであり、日本の4.6トン、インドネシアの4.4トンに比べて少ないからである。全国の水田のなかで灌漑施設を持つ水田が3分の1といわれており、至る所で灌漑施設の不足が目立つ。また、国をあげての不動産ブームも生産に影響しており、マニラ近郊や他の都市周辺部では、水田が、住宅用地や産業用地に転用されるため、耕地面積が減少しつつある。

現行法では、米を隠匿し、暴利を貪る者には、40ドルの罰金しか課せられない。そのため、議会では、この罪を終身刑とするための法案が提出された。

(本記事は、9月1日付けアジアウイーク等を参考に作成した。)

5 ソウル事務所

① 任期後半期に入った金大統領(1995年8月分)

25日、任期後半期に入った金大統領は、青瓦台出入り記者との会見で「就任時の初心に戻り、過去の経験を生かし邪心を払って渾身の力を込め、国家と民族の為に最善を尽くす」等と述べた。同会見に関連し、野党は論評を発表したが、民主党は「政権スタート時の初心に戻り、変化と改革を実践するよう国民と共に訴える」とし「改革の木は植えられたが、水と肥料を与える管理を行わなかった為、根っこが腐ってしまい、改革は失踪してしまった」との論評を発表した。新政治国民会議は「任期前半の改革は、政治的な報復に向かっており、政策決定は思いつき的で、対北政策も一貫性がない」と金大統領の国政運営を批判した。また、自由民主聯合も「この2年半の間、世直しという名目で様々なことをおこなったが、何一つ仕上げたものはない」との厳しい論評を発表した。

また、24日付「中央・日報」は、全国の20歳以上の有権者1,079名を対象に金泳三大統領の国政運営に関する電話世論調査をおこなったが、これまでの国政運営に関しては、55.6%が「よくやっている」と評価し、任期・後半期は71%が「うまくおこなうだろう」との肯定的な評価を得ていることが判明した。一方、うまくやれていないこととしては、「大型事故の処理」(32.3%)、「改革作業」(25%)、「独善的な政治スタイル」(8.7%)、物価上昇(8.2%)、「国民和合の努力」(6.1%)、「地域感情の解消」(3.2%)などがあげられた。また任期後半期に金大統領がおこなうべき課題としては「物価安定」(19.8%)、「持続的な改革」(18.9%)を最優先課題にあげ、「庶民中心の政策」(10.8%)、「クリーンな政治風土の造成」(7.8%)、「大型事故の防止」(7.8%)、「農村問題の解決」(6.0%)などがあげられた。

② ゴミ処理問題(1995年8月分)

首都圏をはじめとする全国数カ所で、ゴミ焼却場・ゴミ埋立地の建設、他地域のゴミの搬入をめぐる地域間の紛争が相次いで発生し、連日のように報じられた。ソウル近郊の京畿道軍浦市では、6カ月前に着工したゴミ焼却場の建設を民選市長が白紙化し、また、同市の住民と市議会議員によるゴミ対策委員会もソウル特別市や仁川広域市などから出る首都圏のゴミの搬入を12日間にわたって拒否するなど、首都圏のゴミが長期間にわたって放置される事態が発生した。また、首都圏のゴミ埋立地に隣接する仁川広域市などでも、住民が埋立地建設に伴う政府の被害補償を要求し、9日からゴミ搬入を実力阻止し、首都圏のゴミ搬入が中断した。なお、江原道や慶尚南道でも同じような事態が発生しており、12日付「韓国日報」は「数多くの民選団体長が選挙公約においてゴミ問題を取り上げたことにより生じた問題」であるが、「官選団体長時代には公権力や圧力などによりゴミ問題を解決してきたが、現在は政府や広域団体(特別市・広域市・道)が『地域問題は自治体自体が処理する問題』との立場をとり、自治体間の調停に積極的ではない為、解決は困難」と分析している。

③ 韓国地方自治団体国際化財団の東京事務所開所(1995年9月分)

5日、韓国地方自治団体国際化財団の東京事務所が開所した。同事務所の開所式には韓国から金武星（キム・ムソン）内務部次官をはじめとした内務部幹部が多数出席し、日本からは自治大臣をはじめとする自治省幹部が参加し、レセプションも開催された。11日付「中央日報」には、東京特派員伝発とし「地方化時代にあわせて、日本との交流の前進基地の役割を務める」との見出しで取り上げられた。なお同財団は東京に続き、ニューヨークにも事務所を開設する予定である。

④ 6.27 地方選挙関連(1995年9月分)

2日、中央選挙管理委員会は、6.27 地方選挙の立候補者 6,679 名から提出された資料を基に選挙費用を実査した結果、1,951 件の選挙法違反事例を摘発、この中で 597 件（当選者関連 171 件）を検察に告発または捜査依頼をすることとした。

各紙も大きく報じ、3日付「朝鮮日報」は「市道知事 5 名の違法摘発」等の見出しで報じ、「再選挙の場合は、4 月の総選挙と同時実施」等と、検察の捜査が進んだ場合には、統合選挙法により来年 4 月の国会議員選挙と同時に再選挙が行われる可能性もあると報じた。また 20 日、ソウル警察庁は 6.27 選挙に際し、選挙協力の為に区内の有力団体の幹部 5 名に 1,000 万ウォンの賄賂を送った容疑（公職選挙及び選挙不法防止法違反）で崔伸吉（チエ・ソンギル）ソウル市蘆原区長（国民会議所属）を逮捕した。警察庁は同日に家宅捜査を行ったが、アジア・太平洋平和財団への後援金を証明する約 5,000 万ウォンの領収書を発見したとも発表した。警察庁は、領収書の日付が 5 月 16 日と地方選挙前であることから、党公認を受ける代償として後援金を提供した疑いが強いとしているが、崔伸吉区長は容疑を否定している。ソウルの現職区長が選挙法違反で逮捕されたのは今回が初めてである。

⑤ 日・韓関係(1995年9月分)

2日から 4 日間の日程で、第 3 次日・韓フォーラムが、ソウル及び済州島で開催された。同会議では、日本訪問時のビザ緩和、光復 50 周年と日韓国交正常化 30 年を契機とした両国の人的交流の拡大、アジア太平洋地域の安保体制などに加え、2002 年サッカーワールドカップの日・韓共同開催を両国政府に建議することなどが討議された。しかし、民自党には、ワールドカップの共同開催は受け入れられなかった。また野党側からは同フォーラムの性格が親日的であり、解体を求める意見も出た。

⑥ 「韓・日地方自治団体交流会議」の開催(1995年10月分)

10 日から 13 日にかけて、韓国地方自治団体国際化財団（以下：国際化財団）の主催により、「'95 年度韓・日地方自治団体交流会議」がソウルで開催された。日本からは井戸敏三自治大臣官房審議官をはじめとする自治省、自治体国際化協会、地方自治体の職員総

勢 19 名が、また韓国からは内務部、地方公共団体の職員など約 150 名が参加した。同会議は、「地方行政の国際化方向」という主題の下で、日・韓双方より事例発表が行われ、また活発な意見交換がおこなわれた。また同時に「韓・日自治経営関係者会」が行われ、日本側からは首藤堯地域総合整備財團理事長を団長とする 9 名が参加し、また韓国側からは蔣炳九（チャン・ビヨング）国際化財團理事長をはじめとする 8 名が参加し、日・韓双方からの事例発表の後、活発な意見交換がおこなわれた。なお、会議の参加者は会議後に地方交流や視察などをおこなった。

⑦ 国会において「日本に正しい歴史認識を促す決議案」などを採択（1995 年 10 月分）

16 日、国会は、村山富一総理が「（1910 年の）日韓併合条約は当時、法的には有効だった」と述べたことに関連し、日韓併合条約は無効であると主張する「日本に正しい歴史認識を促す決議案」を満場一致で採択した。決議案は外務統一委員会が提出したものであるが、国会において日本の首相発言を批判する決議案が採決されたのは前例がないことである。また、同決議は韓国政府に対しても「日本の歴史認識が正しく確立されるよう努力を傾け、国際社会でも理解されるよう努力」することも求めた。

なお、韓日議員連盟は 11 月 3、4 日に予定されていたソウル合同総会を無期延期とする旨を日本側に伝達したが、延期の理由を「日本政治指導者の妄言、また歴史認識に変化がない為」としている。各紙も「妄言波紋、韓日関係が急冷」、「南北分断の責任を回避した日本外相の発言に外務部が強く非難」（18 日付「東亜日報」）などの見出しで一面トップで伝え、また 20 日付同紙は「韓国の対日非難は総選挙用」と分析した 19 日付「毎日新聞」の記事も東京発で報じた。

さらに、26 日には与野党議員 105 名が、1965 年に締結した「日韓条約の廃止及び再締結要求決議案」を採択した。これに対し、李時榮（イ・ジョン）外務部次官は駐韓日本記者との懇談において非公式発言ながら、「日韓基本条約の改定、再締結は望ましくない」としながらも、「政府は日本が正しく条約解釈をするよう望み、両国の善隣関係は共同の歴史認識の構築にある」と日本政府に対する要望を述べた。

⑧ 日本人のビザ無し入国の延長

9 日、法務部は日本人を対象にしたビザ（査証）無し入国措置を来年も延長することを発表した。これは日本人観光客誘致の為に 1993 年から韓国側の一方的措置として続けられているものである。

6 シドニー事務所

① 先進的地方自治体（8月25日付 シドニーモーニングヘラルド紙）

シドニー地域の西部リバプール市は住民本位の行政手法をとる先進的な自治体として脚光を浴びるようになってきている。中にはこれを21世紀に向けて発展するためのシドニー地域の各地方自治体の都市政策のモデルとすべきではないかという指摘もあるほどである。事実、過去3年間に行われた行政改革はめざましい成果を上げているようである。

顕著な例は行政組織の改革と競争原理の導入の2点において見られる。行政組織の改革は住民へのサービス、住民の側からの尺度により行われた。政策部門とサービス部門を分離し、住民へのサービスに応じた機関の統廃合を行ったのである。これにより、役所側はそれぞれ、政策立案とサービスに専念できるようになり、住民も受けたいサービスを「たらい回し」されることなく、スムーズに受けられるようになったのである。例えば、建築許可是これまで60日間かかっていたものが7日間に、しかも遅延の場合は手数料が無料とされることになった。また、道路の破損は報告後平均4.3時間で補修されるとのことである。さらに、現在自転車と携帯電話を与えられた5人の職員が、それぞれ、担当地域を巡回し、市民の要望、苦情に対応するという。

競争原理の導入ではNSW州の地方自治体として初めて市の土木現業部門を民営化し、他の民間企業と競争させることとした。これにより土木部門による市の公共事業受注率は40%にまで低下したが、外部の工事130万ドルを受注することにより初年度で50万ドルの利益を上げている。そして土木部門の従事者130人は利益配当としてボーナスを受けるところとなった。

このような改革に対し、NSW州の他の地方自治体は懐疑的な態度をとっているが、他州や遠くニュージーランドの地方自治体関係者の視察が後を絶たないということである。現在の多くの地方自治体の行政機構が植民地政府時代と何ら変わらない役人中心のものであると批判しているNSW州政府都市政策室長であり、法律家であるジョン・マント氏もリバプール市の行政改革を高く評価している一人であり、「21世紀に向けてシドニー地域の各地方自治体の青写真となる事例であり、これに倣う必要がある。無論、ペンリス、ノースシドニー、マンリー、モスマン、バンクスタウンなど一部の自治体でも新しい動きは出ているが、すべての自治体も21世紀に向けて新しい一步を踏み出す必要がある。」と述べた。

氏はさらに、「1993年に州地方自治法が改正され、自治体の行政運営に関し、かなり自由な裁量が与えられたにも関わらず、満足な成果を上げていない。多くの自治体は名称を変えただけで実質は旧態然としている。」と地方自治体の現状を批判する。なお、これに対してNSW州地方自治体協会会長であるコンコード市長のピーター・ウッズ氏は、法改正以降は各地方自治体において劇的な変化が現れてきていることを指摘するとともに州政府でも行革への遅れがあることをよく考慮すべきであると反論している。

② ビクトリア州地方自治体議会議員定数削減（8月8日付 オーストラリアン紙）

ビクトリア州内の地方自治体議会議員の定数を削減する法案が次回の州議会に上程される見込みである。これは州内の合併後の自治体における議員定数を大幅に減らそうというものである。

ビクトリア州政府地方自治審議会はこの議員定数削減の検討にあたって約 250 の提案を受けたが、その中には各自治体あたり 3 名でよいとする急進的な提案もあったとのことである。

同審議会は地方自治大臣に対して現行「9 人から 15 人になっている自治体の議員定数を「5 人から 12 人」とするように提案した。

ビクトリア州のロジャー・ハラム地方自治大臣はこれを受けて、現行の 15 人という議員数は多すぎ、また政策決定の場には不適切な人数と述べている。

③ 日本語がフランス語を追い抜く（8月16日付 マローパ・メッセンジャー紙）

1995 年の NSW 州義務教育最終年度の学校試験において日本語がフランス語を追い抜いて最も人気の高い外国語履修科目となった。

7 万 7 千人の 10 年生（義務教育最終年生徒）がテストを受けたことになる。なお、教育訓練省のジョン・アクリナ大臣によれば選択科目で最も人気があったのは保健体育で 4 万 7 千人であったことである。

④ 地方自治体へ 4,800 万ドルの連邦補助金（8月31日付 ニューキヤッスルヘラルド紙）

連邦住宅・地域開発省のハウ大臣によって提案された法案により、一定の事業を行う地方自治体等が 4 年間で総額 4,800 万ドルの補助金を受けることになった。国家の経済、社会、文化発展に繋がる地域社会発展のための事業が対象となる。

この計画により今年度は 1,300 万ドルが支給されるが、ハウ大臣は次のように語っている。「この補助金はミクロ経済改革、地域経済の発展、都市改革、環境保全の分野に優先的に配分されるが、対象となる事業は地方レベルでの改革につながるよう全豪地方自治体協会の指導の下で実施されなければならない。」

なお、初年度は主に公共企業の民営化、合理化・OA 化、建築確認の迅速化、行政サービスの質の向上などミクロ経済改革への支援が重視されることである。

⑤ 南オーストラリア州における地方自治体合併の動き（9月23日付 アドバタイザー紙）

9月末、南オーストラリア州政府与党は州内の自治体を半分に削減するという大胆な新政策の草案を野党と南オーストラリア州自治体協会に送付した。この地方自治体改革案によれば、全ての自治体の合併は避けられない。

早晚、議会で審議予定のこの草案によると、合併の決定には 50 % 以上の投票率で実施された住民投票による過半数の賛成が必要である。しかしながら、近年、同州内で行われた選挙のほとんどが 20 % 以下の投票率であったことから、これだけの票を集めるのは容易ではないと思われる。

新法によって設置される7人の委員からなる地方自治体改革審議会により促進が図られる。同審議会は自治体の財務監査を行い、州政府に対してその合併を勧告するとともに、住民投票の実施を促す権限を有している。

合併の期限は来年3月とされており、南オーストラリア州の118の自治体はそれまでに、地域住民との公聴会を開き、自発的に近隣の自治体との合併を行うことになる。政府はこの合併は20%の地方税削減につながるとしている。

⑥ 連邦、州の権限と地方自治体の新しい動き（10月13日付 シドニーモーニングヘラルド紙）

先月実施されたN S W州統一地方選挙で当選したシドニー地域の市長に対するヒアリング調査が行われた。それによると従来、連邦や州政府の権限であるとされてきた経済および社会政策が、シドニー地域の地方自治体にとって重要な関心事となりつつあることがわかった。

まず、ほとんどの市長は地方自治体の関心のある分野として、ごみ処理など従来からの事務に加えて、より広範な市民生活の向上、住民への社会福祉サービスをあげている。このほかにシドニー地域の42の自治体はまた、交通基盤整備、雇用問題、商業・産業育成、観光の振興と高齢者や若者、移民への社会サービス向上を挙げている。

近年の地方選挙においても航空機騒音などの特定の地域課題が選挙結果に影響を与えることはあったが、今後はさらに広範な地域課題が重要視されるようになると考えられている。

1993年のN S W州地方自治法の改正以降、各地方自治体は広範にわたる施策に取り組んできており、その多くは連邦や州政府の権限と重複するようになってきている。例えば雇用問題についても従来は地方自治体の仕事ではなかったが、域内の経済発展を促すなどして、その問題解消に取り組むようになってきており、調査結果では30を超える自治体が地域経済の活性化を中心課題にすえている。